

物品の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和5年2月7日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

1 入札物件

令和5年度上半期における古紙の売却

2 入札物件及び推定引取重量

①新聞紙 約 13,000 kg

②段ボール 約 6,000 kg

③図書、雑誌 約 26,000 kg

④その他の用紙（再生紙等） 約 25,000 kg

※ 推定引取重量はあくまで予測であり、実際の引取重量を保証するものではありません。

その他入札説明書及び仕様書によります。

3 売却期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

毎月1回、指定日

（通常第1月曜日。休日の場合または休日には含まれた場合は、別の日に振替）

ただし、指定日以外にも臨時に引取を依頼することがあります。

4 回収場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁（本庁舎及び分庁舎）

5 入札方法

入札は、各入札物件ごとの1kgあたりの単価に推定引取重量を乗じて計算した金額の合計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目P1「不用品買受け」で登録をしている者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 国又は地方公共団体とこの公告と同種類の契約又は同等と認められる契約を締結し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課総務企画係（奈良県庁主棟1階）
電話0742-27-8906（直通）

2 入開札の日時及び場所
令和5年3月2日（木）午前11時
奈良市登大路町30番地
奈良県会計局入札室（奈良県庁主棟6階）

3 郵便による入札
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「令和5年度上半期における古紙の売却」と朱書して、令和5年2月28日（火）までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 入札保証金
免除します。

2 契約保証金
契約の相手方は、各入札物件ごとの1kgあたりの単価に推定引取重量を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

3 競争入札参加資格確認申請

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、上記第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要がありますので、入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請書を、所定の期日までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) 申請期日等

申請期日 令和5年2月15日（水）午後5時まで

申請場所 奈良県会計局総務課総務企画係（上記第3の1で示す場所）

(3) (1)の提出書類に基づき、上記第2に示す要件を満たしていると認められた者を入札参加者とします。

4 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。なお、落札者とは、入札書に記載された各入札物件ごとの1kgあたりの金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額での単価契約となります。

7 落札者の決定方法

予定価格を超え、かつ、最も高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。